

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)2月18日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】連帯保証人は債務者と連帯して債務履行の責を負うとの書面に連帯保証人が署名捺印していたとしても,連帯保証契約は保証人において表示された動機に錯誤があれば要素の錯誤により無効であり,無効な契約に基づく債権の譲渡には無効の抗弁ができると判示(平成24年5月24日東京高裁)

【2】携帯電話番号を基にその名義人の住所地等について裁判所が調査囑託したが電気通信事業者は個人情報保護,企業秘密等を理由に回答を拒絶した事案。本件調査には目的の記載がなく,同事業者の回答拒否に故意・過失は認められないとした事例(平成24年10月24日東京高裁)

【3】ユーザーXらとリース会社Yとのリース契約において,サプライヤーZが役務の提供を目的としつつ,名目上ソフトウェアのリース契約を利用していることをYは了解可能であったとして,Zの役務提供の欠缺をYに主張出来るとした事例(平成24年5月16日大阪地裁)

(商事法)

【4】架空循環取引による巨額の粉飾決算について無限定適正意見を表明した監査法人に対し,再生会社の再生管財人が債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求したが,監査人の善管注意義務違反を否定し,原告の請求を棄却した事例(平成24年3月23日大阪地裁)

(知的財産)

【5】特許権者である原告が拒絶査定不服審判の棄却審決について取消を求めた事案。引用発明1に接した当業者がこれに引用発明2を適用して本願発明の本件相違点に係る構成を容易に想到することができたが否かが争点になったが,審決が取り消された事例(平成25年1月17日知財高裁)

【6】第一審被告は特許対価の支払対象となる利益の時期を特定日以降に限定,それ以前について支払対象とならない旨第一審原告に伝えてあり,同日前の利益に基づく部分につき本件支払後に時効を援用することについて何ら妨げがないとして原判決を変更した(平成25年1月31日知財高裁)

【7】原告と被告の紛争が,両者の反目や本件商標の使用態様その他の行動に起因して発生したもので,本件商標登録によって生じたものではなく,本件商標が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き公益を害するわけではないとして特許庁による審決が取り消された事例(平成25年2月6日知財高裁)

【8】特許権者である原告X等から本件特許権について独占的通常実施権の許諾を受けたとする原告Yが,被告に損害賠償等を求めた事案。Zへの通常実施権の設定により原告Yの事実上の独占は損なわれないとしてYの請求が認められた事例(平成25年1月31日東京地裁)

(民事手続)

【9】匿名組合の営業者Aに対する債務名義を有する債権者XがAの貯金債権を差し押え,第三債務者である金融機関Yに取立訴訟を提起した事案。差押の効力が匿名組合の口座に係る貯金債権に及ぶか否かが争点となり,原審判断が覆され,その効力は貯金債権に及ぶと判示(平成23年11月30日東京高裁)

【10】破産者Yは破産前長男Aを被保険者とする生命保険契約等を締結し,破産手続開始決定後Aの死亡で死亡保険金等の支払を受けた。破産管財人はその引渡を求めたが拒否されたため破産裁判所に引渡命令を申し立て認容されたため,Yは即時抗告したが棄却された事例(平成24年9月12日東京高裁)

(刑事法)

【11】実母の殺害を企て,同居の長男,近くに住む長女夫婦及びその幼い子2人についても殺人犯の家族という汚名を着せられて生きていくのは不憫である等と考え,同人らの殺害も企図,最終的に長女の夫以外の5人を殺害した被告

人に無期懲役の量刑が維持された事例(平成24年12月3日最高裁)

【12】裁判員の参加する刑事裁判に関する法律による裁判員制度は、憲法18条後段、19条、32条、37条1項、76条1項、3項の規定に違反しないと判示された事例(平成24年12月6日最高裁)

【13】作業員を工事現場等に派遣する人材派遣業を営んでいた被告人が、雇っていた作業員3名を撲殺又は扼殺し、さらに作業員に支払われた交通事故の損害賠償金を横領したとして起訴された被告人に死刑が言い渡され、上告審でもその量刑が維持され棄却された事例(平成24年12月11日最高裁)

【14】(a)平成11年と(b)平成20年、交際中のフィリピン人女性を首を絞めて殺害し、(b)事件では(c)四肢を切断してこれを運河に遺棄したとして起訴された被告に、第一審は (a)懲役14年 (b)及び(c)無期懲役としたが、原判決は(b)及び(c)を死刑としこれに対する上告が棄却された(平成24年12月14日最高裁)

【15】強盗殺人事件等に関する無期懲役の確定裁判のある被告人が、同事件の13日後に犯した被殺者1名の住居侵入、強盗殺人の事案(確定裁判の余罪)につき無期懲役の量刑が維持された事例(平成24年12月17日最高裁)

【16】前科に係る犯罪事実及び前科以外の他の犯罪事実を被告人と犯人の同一性の間接事実とした第一審の事実認定に対しある種の犯罪傾向を犯人が被告人であることの間接事実とすることは許されないとする一方、事実誤認はないとする原判断を是認し上告を棄却した事例(平成25年2月20日最高裁)

(公法)

【17】区議会議員が提起した住民訴訟の控訴の提起に係る手数料の印紙代等に充てた政務調査費の支出は使途基準に適合しないが、尋問期日の証言の反訳費用等は、適合しないとはいえないとされた事例(平成25年1月25日最高裁)

(社会法)

【18】厚生年金基金からの任意脱退には基金の代議員会の3分の2以上の同意を要するが、やむを得ない事由がある場合にはこの制限は公序良俗に反するとして同意を要しないとし、任意脱退と基金に対し厚生労働大臣に届出の手続きを行うよう求めた請求を認容した事例(平成24年8月24日長野地裁)

(その他)

【19】詐欺被害に遭ったとするAから委任を受けた弁護士Yは、B銀行のX名義の口座が詐欺に使われているとして本件口座に係る取引の停止等の措置を求め、Bはそれに応じた。Xは犯罪に関係ないとして取引停止させたYに損害賠償を請求したが、棄却された事例(平成24年9月13日東京地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 東京高判平成24年5月24日 金法1962号94頁

平成23年(ネ)第2636号 譲受債権請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

X(整理回収機構)は、A銀行から債権譲渡を受けたB(個人)に対する元金2億5000万円の貸金債権につき、その連帯保証人となったY(Bの兄)に対し、残元金9521万8963円、未払利息1016万0952円、確定遅延損害金4461万3890円の支払を求めたが、Yは、上記連帯保証契約の詐欺取消、錯誤無効、本件請求の信義則違反・権利濫用を主張して争った。なお、上記貸金債権の債権譲渡については、Yにおいて、「連帯保証人は、債務者が承諾した内容を承認し、引き続き債務者と連帯して債務履行の責めを負います」と記載されている債権譲渡承諾書に署名押印をしていた。原審は、Xの請求を全部認容する判決をし、Yがこれを不服として控訴した。

本判決は、まず、Yは、事前の話もなく、ほとんど突然に、B、Aの担当者C及び不動産取引業者Dの来訪を受け、その場で2億5000万円の融資の保証人になってほしいと言われたものであるが、Yがこれに応じたのは、Cが「(Yが保証する)2.5億円も、物件がちゃんと残る」「Yには一切迷惑がかからない」「大丈夫、大丈夫」などと発言したことにより、仮に、Bが債務を履行しなかったとしても、貸付額をはるかに上回る十分な担保物件があるので、AがYの責任を追及するような事態には至らないと考えたことによるとみるのが自然であるところ、Bが上記貸付に係る融資を受けて購入するビルを担保に計4億5000万円の融資がなされるにあたり、Aの基準でビルを査定すると、3億7510万円となるが、その正当な評価額はこれを大幅に下回っていたと見るのが相当であって、Cの発言はいずれも事実ではなかった上、Aの査定基準によれば上記ビルの担保価値は融資額に不足していることになるという事実はYに告げられなかったとして、本件連帯保証契約はYにおいて表示された動機に錯誤があったから要素の錯誤により無効であるというべきであると判示した。また、AのXに対する上記貸金債権の債権譲渡についてBが異議をとどめない承諾をし、Yも、承諾の内容を承認し、引き続き債務者と連帯して債務保証の責を負うと記載された書面に署名押印した点については、その趣旨は、主債務の債権譲渡を了知したこと及びYがその連帯保証人であることを確認したものであって、これを保証債務の債権譲渡について異議をとどめない承諾がなされたものとみることはできないし、仮にそれに当たるとしても、無効な契約に基づく債権の譲渡に対して債務者が異議をとどめない承諾をした場合に、承諾当時、債務者がその無効事由を知らず、無効の主張をすることが期待できなかったときにまで、無効の抗弁を譲受人に主張できなくなると解するのは相当でないとした。

#### (2) 東京高判平成24年10月24日 判例時報2168号65頁

平成24年(ネ)第4113号 回答義務確認請求控訴事件(一部却下、一部控訴棄却(確定))

損害賠償請求訴訟を提起した事件の被告の住所が不明であったため、同事件係属裁判所に対して原告が電気通信事業者を囑託先として、特定の携帯電話番号の名義人の氏名及び住所地、請求書送付先住所地、連絡先電話番号についての調査囑託を申し立て、裁判所が調査囑託したところ、電気通信事業者が個人情報保護、通信の秘密の保持及び企業機密の非公開等を理由に回答を拒絶した。原告は、電気通信事業者を被告として、同回答拒絶には正当な理由がなく、不法行為に当たるとして損害賠償を請求するとともに、回答義務があったことの確認を求めた事案。裁判所は、電気通信事業者の回答拒絶に正当な理由は認められないが、確認の訴えについては、確認の利益なく、不適法却下した。損害賠償請求については、囑託先の回答義務は裁判所に対する公法上の義務であり、訴訟当事者に対する直接的な義務ではないから、直ちに訴訟当事者に対する不法行為になるものではないが、回答結果に最も利害を持つのは当事者であることからすれば、回答義務がないという理由のみで不法行為にならないとするのは相当ではなく、故意過失その他の不法行為の要件を満たす場合には不法行為が成立する余地もある、としたが、本件調査囑託には目的の記載がなく、受け取った電気通信事業者において秘密保持等のために回答を拒否したとしてもやむを得ず、故意過失が認められない、として不法行為の成立を否定した。

#### (3) 大阪地判平成24年5月16日 金法1963号114頁

平成22年(ワ)第6572号 債務不存在確認等請求事件(請求一部認容)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120731142536.pdf>

本件は、ユーザーであるXらとリース会社であるYとの間のリース契約において、XらとサプライヤーであるZとの間では、ホームページの作成に係る役務の提供を予定していたが、XらとYの間では、当該ホームページの作成に係るソフトウェアの提供を約定していた場合に、Xら及びその保証人らが、Zからホームページ作成に係る役務の提供がないことを理由として、Yに対するリース料の支払を拒絶することができるか否かが問題となった事案である。

本判決は、ユーザーとリース会社との契約がサプライヤーとユーザーとの関係とは別個のものであって、両者の齟齬が直ちに一方の不成立又は無効を招来するものではない以上、Xらは、サプライヤーZからのホームページ作成に

係る役務の提供がないことを理由として直ちにリース会社Yに対するリース料の支払を拒絶することはできないが、リース物件とされたソフトウェアの存在自体が疑われる状況にあるほか、ホームページ作成ソフトを1本入手すればパソコン用、携帯用を含め、複数のホームページを自由に作成できること、Xらが小規模事業者であり、第三者のためにホームページの作成業務を請け負うことを予定して高額なプロ用ソフトを購入すること自体異例であることなどを総合すると、リース会社Yとしては、サプライヤーZが、真実は役務の提供を目的としつつ、名目上ソフトウェアを対象とするリース契約を利用しようとするものであることを若干の注意を払えば了解可能であったのに、適切に調査確認せず、そのために多数のリース契約が締結される結果に至っている本件においては、サプライヤーZから役務の提供がないことを理由とする抗弁を、信義則上、リース会社Yに対しても主張できると解するのが相当であるから、少なくとも残リース料の支払を拒絶することができると判示した。

## 【商事法】

### (4)大阪地判平成24年3月23日 判例時報2168号97頁

平成19年(ワ)第10585号 損害賠償請求事件(控訴)

架空循環取引による巨額の粉飾決算について無限定適正意見(中間監査では無限定有用意見)を表明した監査法人に対し、再生会社の再生管財人が債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求した事案において、監査人は被監査会社に対して監査契約上の善管注意義務を負うが、企業会計審議会の定めた監査基準等に従って監査を行う中で、架空循環取引等の不正行為発見のための監査手続を採用することが義務付けられるのは、財務諸表の適正性に影響を及ぼすような不正行為に起因する財務諸表の重要な虚偽の記載の具体的な兆候を発見した場合であるとの規範を定立した上で、所定の監査手続実施の中で得られた監査証拠間に整合性が認められ、財務諸表上も数値の異常が認められなかったことなどから、上記義務付けがなされていたとはいえないとして、善管注意義務違反を否定し、原告の請求を棄却した事例。

## 【知的財産】

### (5)知財高判平成25年1月17日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10166号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130204141519.pdf>

特許権者である原告が拒絶査定不服審判の棄却審決について取消を求めた事案であり、引用発明1に接した当業者がこれに引用発明2を適用して本願発明の本件相違点に係る構成を容易に想到することができた否が争点になったが、引用発明1には本件相違点に係る構成を採用することについて阻害事由がある等として、審決を取り消した事案。

引用発明1と本願発明とは、いずれも運動靴の靴底(表底)に関するものであって、技術分野を同一にする。しかしながら、引用発明1は、スパイク付き運動靴が、接地の際に急速に停止する機能を有していることを前提として、その機能に起因する課題を解決し、靴底の上部辺が幾分揺れるようにして徐々に停止するという作用効果を有するものであるのに対し、本願発明は、既存の運動靴の表底が接地の際に弾性を備えていることを前提として、その機能に起因する課題を解決し、表底をそれ以上変形しない状態にして摩擦結合等を生じさせ、運動靴が接地した地点に堅固に安定させるという作用効果を有するものである。このように、引用発明1は、運動靴の接地に伴う急速な安定性を解消して弾性をもたらそうとするものであるのに対し、本願発明は、運動靴の接地に伴う弾性を解消して安定性ををもたらそうとするものであって、その解決課題及び作用効果が相反している。したがって、引用例1には、本願発明の本件相違点に係る構成を採用することについての示唆も動機付けもない。むしろ、引用発明1は、接地による荷重が掛かった際に上部辺が前後に揺れるように構成されているものであるから、引用例1には、これとは相反する本願発明の本件相違点に係る構成を採用することについて阻害事由があるといえることができる。

また、引用発明1及び2は、いずれも運動靴の靴底(表底)に関するものであって、技術分野を同一にする。しかしながら、引用発明1は、スパイク付き運動靴が、接地の際に急速に停止する機能を有していることを前提として、その機能に起因する課題を解決し、靴底の上部辺が幾分揺れるようにして徐々に停止するという作用効果を有するものであるのに対し、引用発明2は、ランニングシューズの靴底が接地の際に弾性を備えていることを前提として、その機能に起因する課題を解決し、上層に設けられた突起が直ちに下層に接することで足を内側に巻き込むローリング現象を防止するという作用効果を有するものである。このように、引用発明1は、運動靴の接地に伴う急速な安定性を解消して弾性をもたらそうとするものであるのに対し、引用発明2は、運動靴の接地に伴う弾性を解消して安定性ををもたらそうとするものであって、その解決課題及び作用効果が相反している。したがって、引用例1には、引用発明1に引用発明2を組み合わせることに示唆も動機付けもない。

したがって、引用例1に接した当業者は、これに引用発明2を適用して本願発明の本件相違点に係る構成を容易に想到することができたということではない。

## (6)知財高判平成25年1月31日 裁判所HP

平成24年(ネ)第10052号 職務発明対価支払請求控訴事件(原審 東京地判平成24年4月27日 平成21年(ワ)第34203号)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130220113346.pdf>

本件製法発明の共同発明者の1人である第一審原告が、第一審被告に対し、職務発明に係る特許を受ける権利を第一審被告の前身であるA社に承継させたことによる相当対価の一部請求として、10億円の支払を求めた事案で、原判決は第一審被告が、相当対価請求権の時効の完成を知っていたが、本件支払の対象となった各特許については、実施による利益の有無等の検討を行った上で、実施時補償としての本件支払を行ったことが認められるから、本件支払により時効の利益を放棄したと認めるのが相当であると説示して、1億6538万円の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却し、第一審原告及び第一審被告は、それぞれ原判決を不服として控訴した。

第一審被告は、本件支払に当たって、被告現行規程について説明を加えた上で、実施時補償として支払の対象となる利益の時期を平成17年4月1日以降に限定するとともに、それより前の利益に基づく実施時補償がA社の旧規程によっては支払対象とならないこと、すなわち当該実施時補償のうち同日以降の利益に基づく部分については支払義務を認める一方、それより前の部分については第一審被告に支払義務がないとの意思をいずれも第一審原告に対して明確に伝えているから、第一審被告による上記時効利益の放棄という意思表示は、米国物質特許及び欧州物質特許を受ける権利の承継に基づく相当対価請求権のうち当該各特許による同日以降の利益に基づく部分のみを対象としてされたものと解するのが相当であって、第一審被告は、本件支払により、当該相当対価請求権の同年3月31日以前の利益に基づく部分についてまで時効利益を放棄したもとはいえない。したがって、第一審被告は、平成17年3月31日以前の利益に基づく部分について、本件支払後に時効を援用することについて何ら妨げがなく、当該部分は、いずれも援用により確定的に消滅したものである、として原判決を変更した。

## (7)知財高判平成25年2月6日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10273号 商標権審決取消請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130208110626.pdf>

「数検」及び「数学検定」の商標が、全国的に周知となった被告の実用数学技能検定に係る事業に使用され、かつ、被告の活動が社会的な影響力を有していたことなどからすると、本件商標は、被告が行う実用数学技能検定試験の実施のみならず、その余の実用数学技能検定に係る事業において、被告によって使用されるべき性格の商標になったとみるのが相当であることを理由とした登録無効審決の取消訴訟。

本件商標権のペナト料支払に関する契約の有効性等につき原告と被告との間に見解の相違があること、本件商標に係るペナト料支払について文部科学省から改善を要する事項について通知を受けたこと、実用数学技能検定事業に関し、原告と被告とが同時期に同様な検定を実施したことから受検者等に混乱が生じた経緯があることが認められるが、上記のような当事者間の民事上の紛争や受検生等の混乱は、もっぱら当事者間の反目や当事者による本件商標の使用態様その他の行動に起因して発生したものであるべきであり、本件商標登録によって生じたとは認められないので、仮に、被告の実用数学技能検定事業が何らかの公的性格を有するとしても、民事上の紛争等が発生していることを根拠として、本件商標が被告によって使用されるべき性格の商標になったとか、社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、公益を害するようになったということとはできない、として、特許庁による審決は取り消された。

## (8)東京地判平成25年1月31日 裁判所HP

平成21年(ワ)第23445号 特許権侵害差止請求事件 特許権

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130205141716.pdf>

特許権者である原告X等並びに当該原告X等から本件特許権について独占的通常実施権の許諾を受けたと主張する原告Yが、被告に対して不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案であり、通常実施権の設定によって原告Yによる事実上の独占が損なわれたか等が争点になったが、事実上の独占が損なわれていないとして、損害賠償を認めた事案。

原告Yは、平成15年7月18日、原告Xから、同日付け独占的通常実施権許諾契約書をもって、本件特許権の全部につき、無償で、地域を日本国内、期間を本件特許権の存続期間が満了するまでの間とする独占的通常実施権の許諾を受けたことが認められる。

これに対し被告は、本件特許権については、原告XがZに通常実施権を設定し、平成17年3月25日付けでその旨の登録がされていることからすると、原告Yが独占的通常実施権者であるとはいえないし、また、Zが同年9月5日に本件発明を改良した発明の特許出願をしていることからすると、Zは本件発明を利用していることは明らかであるから、原告Yが特許権の実施について事実上独占しているということもできない旨主張する。

確かに、本件特許権については、原告XがZに通常実施権を設定し、平成17年3月25日に、Zを通常実施権者として、「範囲」を「地域日本国内、期間本契約の締結の日から本件特許権の存続期間満了まで 内容 全部」とし、「対価の額」を「無償」とする通常実施権の設定登録が經由されたことが認められる。

一方で、原告Xと原告Yが独占的通常実施権許諾契約書を作成した当時の両原告の代表取締役社長は、Zに上記通常実施権

の設定がされた当時も、引き続き原告Yの代表取締役役に在職し、上記通常実施権の設定及びその設定登録を了承していたことが認められる。そして、特許法77条4項は、専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合には、他人に通常実施権を許諾することができる旨規定しており、同規定は、専用実施権者が第三者に通常実施権を許諾した場合であっても専用実施権を有することに影響を及ぼすものではないことを前提としているものと解されるものであり、かかる規定の趣旨に鑑みれば、特許権者が独占的通常実施権を許諾した後に、その独占的通常実施権者の了承を得て、第三者に通常実施権を設定した場合には、通常実施権が設定されたからといって直ちに当該独占的通常実施権者の地位に影響を及ぼすものではないというべきである。また、本件においては、原告Xが原告Y及びZ以外の第三者に実施権を許諾していることをうかがわせる証拠はなく、また、Zが本特許発明の実施品を現実に販売していることを認めるに足りる証拠もないことに照らすならば、Zに対する通常実施権の設定によって、原告Yによる独占的通常実施権に基づく特許権の実施についての事実上の独占が損なわれたものということとはできない。

したがって、被告の上記主張は、採用することができず、原告Yは、本件特許権について独占的通常実施権を有するものである。

## 【民事手続】

### (9)東京高判平成23年11月30日 金法1963号104頁

平成23年(ネ)第3696号 取立債権請求控訴事件(原判決取消・請求認容)

本件は、匿名組合の営業者であるAに対する債務名義を有する債権者Xが、Aの貯金債権を差し押えた上、第三債務者である金融機関Yに対して取立訴訟を提起した事案である。上記差押の差押命令には、債務者の表示として、営業者Aの氏名、住所(自宅)、が記載されていたところ、第三債務者YにおけるAの貯金口座としては、匿名組合の営業のために開設された口座があったが、Yは、当該口座をコンピューターで管理するための情報のうち、貯金者の氏名としては匿名組合の事務所と代表者の資格や氏名とを組み合わせたものを、貯金者の住所としては匿名組合の事務所を、それぞれ入力していた。上記差押の効力が匿名組合の営業のために開設された上記口座に係る貯金債権に及ぶか否かが争点となった。原審は、上記差押の効力が上記口座に係る貯金債権には及ばないとして、Xの請求を棄却したが、これに対し、Xが控訴した。

本判決は、差押命令の送達を受けた第三債務者Yは、口座開設時に収集して現に保管している情報や書類を照合することにより、直ちにはいえないまでも、差押の効力が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差押命令の表示に基づき、本件口座の貯金者が本件差押の債務者であって、その貯金債権が差し押さえられた債権に属することを識別することができ、少なくとも、そのように識別することができる業務体制を構築することは、可能であり、期待されるところでもあったとして、本件差押の効力は本件口座に係る貯金債権に及ぶと判断した。

### (10)東京高決平成24年9月12日 金法1963号100頁

平成24年(ラ)第1817号 引渡命令に対する抗告事件(抗告棄却)

破産者Yは、破産手続開始決定前からその長男Aを契約名義人及び被保険者とする生命保険契約及びこれと同種の共済契約を締結していたが、破産手続開始決定後にAが死亡したため、死亡保険金(上記生命保険契約締結時からA死亡時までYが保険金受取人)及び死亡共済金(上記共済契約締結時からA死亡時までYが共済金受取人)の支払を受け、これを現金化して保管していた。破産管財人Xは、Yに対し、上記保管金を引き渡すよう申し入れたが、拒否されたため、破産裁判所に引渡命令を申し立てた(破産法156条1項)ところ、これが認容された。Yが、本件保険金請求権はYの自由財産であると主張して即時抗告をしたのが本件である。

本決定は、破産手続開始決定前に成立した保険契約に基づく、保険事故の発生等の具体化事由が発生する前の保険金請求権は、法律で禁止されない限り差押を行うことも可能であり、破産者の財産に対する包括的差押の性質を有する破産手続開始決定の効果が及ばないと解すべき理由はないから、「破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」(同法34条2項)として、破産手続開始決定により「破産財団に属する財産」(同法156条1項)になるというべきである旨判示して、Yの抗告を棄却した。

## 【刑事法】

### (11)最一決平成24年12月3日 最高裁HP

平成22年(あ)第402号 殺人,殺人未遂被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130204113303.pdf>

(要旨)

家族に対する殺人5件,殺人未遂1件の事案につき,無期懲役の量刑が維持された事例(岐阜中津川家族殺害事件)

(事案)

被告人は、同居していた実母が妻に対し長年にわたり泥棒呼ばわりするなど常軌を逸した嫌がらせをするなどしていじめを続けていたところ、これを自分に対する嫌がらせでもあると考え、これ以上同居に耐えられないと思い詰め、実母を殺害して自殺しようと思ひ、さらに、同居の長男、近くに住む長女夫婦及びその幼い子2人についても、殺人犯の家族という汚名を着せられて生きていくのは不憫である等と考え、同人らも殺害しようと思ひ、長男及び実母の頸部をネクタイで絞め付け窒息死させ、その後、長女宅を訪れ、自宅に連れてきた上で長女及び長女の息子(2歳)の頸部をネクタイで絞め付け窒息死させ、長女の娘(生後20日)の鼻口を押さえる等して窒息死させ、さらに、だまして被告人宅に連れてきた長女の夫の腹部を包丁で突き刺すなどしたが殺害の目的を遂げなかった。被告人は殺人及び殺人未遂により起訴され、第一審は無期懲役に処し、原判決もこれを維持した。

(判旨)

本判決は、被告人が実母殺害を決意したことは短絡的であり、その他の被害者らについては自殺の道連れにされるべき事情はなく、被告人の殺害ないしは殺害しようとした行為は極めて独善的で理不尽である、犯行態様も強固な殺意に基づく非常な態様である、1か月前頃から一連の犯行手順を何度も思い描いており計画的であり、5名殺害の結果も重大であり、長女の夫やその母親は厳しい処罰を求めている、とし、死刑を選択することも十分考慮しなければならない事案であるとしつつ、犯行動機について、実母の言動により苦悩し追い詰められた経緯を踏まえると理解できないわけではない、包丁で自己の頸部を数回突き刺して自殺を図っている、子や孫らの殺害は理不尽としかいいようがないけれど、それが良かれと思ひ込んで実行したものであり全く斟酌の余地がないものではない、被告人の弟や被告人の妻は死刑の回避を望んでいる、長女の夫も第一審段階では必ずしも死刑を望まない意思を表明していた、被告人は反省悔悟しており、前科前歴はなく、再犯のおそれも考えがたい等とし、原判決について、その刑の量定が甚だしく不当でこれを破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められないとし、上告を棄却した。

(12) 最一判平成24年12月6日 最高裁HP

平成23年(あ)第1081号 強盗殺人、詐欺、有印私文書偽造、同行使、免状不実記載、道路交通法違反、死体遺棄被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130204130233.pdf>

(要旨)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律による裁判員制度は、憲法18条後段、19条、32条、37条1項、76条1項、3項の規定に違反しない。

(事案)

被告人は、強盗殺人、詐欺、有印私文書偽造、同行使、免状不実記載、道路交通法違反、死体遺棄の各罪で起訴され、第一審判決は各公訴事実を認め、原判決もこれを是認した。

弁護人は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が憲法18条後段等に違反すること等を理由に上告した。

(判旨)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律による裁判員制度は、憲法18条後段、19条、32条、37条1項、76条1項、3項の規定に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁平成22年(あ)第1196号同23年11月16日大法廷判決・刑集65巻8号1285頁)及びその趣旨に徴して明らかであるので理由がないとし、上告を棄却した。

(13) 最三判平成24年12月11日 最高裁HP

平成20年(あ)第909号 横領、傷害致死、逮捕監禁、殺人被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130204133206.pdf>

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(山梨の2名殺害等事件)

(事案)

人夫を工事現場等に派遣する人材派遣業を営んでいた被告人は、(a)平成9年3月頃、雇っていた人夫に対し木刀で殴打する等の暴行を加えて死亡させ(傷害致死)、(b)平成12年5月14日、共犯者らと共謀し雇っていた人夫2名に対し、両手首を緊縛するなどした上でキャンプ場に連行し頸部を強く締め付けて窒息死させ殺害し(逮捕監禁、殺人)、(c)同日から翌日にかけて、共犯者らと共謀し、雇っていた人夫に対し、両手首を緊縛するなどして監禁し(逮捕監禁)、(d)平成15年6月、共犯者と共謀の上、雇っていた人夫に支払われた交通事故の損害賠償金等2412万円を着服した(横領)として、同各罪で起訴された。

第一審判決は、各公訴事実を認め、被告人を死刑に処し、原判決もこれを是認した。

(判旨)

量刑上重視すべき(a)及び(b)について見ると、(a)は被告人が注意を受けた被害者の反抗的な態度に激昂して木刀で顔面等を執拗に殴打し死に至らしめたもので強い非難に値する、(b)も、被害者らの反抗的な態度に怒りを募らせ、従

業員らに指示して逮捕監禁行為に及び、かつ、キャンプ場への連行や死体を埋めるのに用いる重機の手配を指示し、同キャンプ場に赴き被害者らの首を締め付けて殺害しており被告人は犯行の実現に主導的な役割を果たしたのみならず、強固な殺意に基づき冷静に残忍な犯行に及んでいる、(a)の犯行の約3年後に2名を殺害しており人命軽視の態度は顕著である、3名殺害という結果は重大である等とし、罰金以外の前科がないこと、(a)は計画的ではないこと、(c)(d)については認めて反省の態度を示していること等の事情を考慮しても、死刑の科刑は是認せざるを得ないとし、上告を棄却した。

#### (14)最二判平成24年12月14日 最高裁HP

平成22年(あ)第2003号 死体損壊、死体遺棄、殺人被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130204141028.pdf>

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(フィリピン人女性殺人等事件)

(事案)

本件で、被告人は、いずれも思いどおりにならない相手方の態度に激怒するなどし(a)平成11年4月22日頃、交際中のフィリピン人女性に対し、掛け布団のへりを両手で強く押し当てて圧迫し窒息死させて殺害し、(b)平成20年4月3日、交際中のフィリピン人女性に対し頸部を両手で締め付けるなどし窒息死させて殺害し、(c)同日、カッターナイフ等を用いて四肢を切断するなどしてこれを運河に遺棄したとして起訴された。被告人は、平成12年4月14日、(a)の被害者の死体損壊、遺棄等の罪により懲役3年6月に処せられ、確定後、第一審判決は、(a)について懲役14年に、(b)及び(c)について無期懲役に処し、原判決は、(a)については維持したが、(b)及び(c)については破棄し死刑に処した。

(判旨)

被告人は、家賃の支払等をめぐって被害者との関係が悪化し、被害者が被告人を無視する態度をとったこと等から、被害者が自分の思いどおりにならず、自分を利用し、馬鹿にしている等と邪推して激怒し、短絡的に殺人に及び等しており、その経緯、動機に酌量の余地はない、被告人は被害者に馬乗りになって被害者が息絶えるまで首を力一杯両手で締め付ける等して窒息死させ、かつ、刑事責任の追求を免れるため、4時間近くに渡って40片以上の部分に解体することを続けた上、これを運河等に投げ捨て遺棄しており、殺害の態様が執拗、残虐であることはもとより、死体損壊、遺棄の点も残虐である、一連の犯行態様は悪質極まりない、被害者は2歳の幼児を残し22歳でその生命を絶たれており、結果は悲惨かつ重大である、被害者の遺族はしゅん烈な処罰感情を有している、被告人は平成11年当時、(a)の被害者の死体損壊、遺棄については認めつつ、殺害については嘘をつきとおし、結果、殺人の罪を免れて服役しており、(a)の殺害について反省、悔悟する機会を与えられながら、服役後もなお従前の経験を利用し経緯態様が類似する(b)(c)の犯行を敢行している等と指摘し、被告人が捜査段階で詳細な自白をしている等の被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、その刑事責任は重大であり、死刑に処した原判断は是認せざるを得ないとし、上告を棄却した。

#### (15)最三決平成24年12月17日 最高裁HP

平成23年(あ)第494号 住居侵入、強盗殺人被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130204143959.pdf>

(要旨)

強盗殺人事件等に関する無期懲役の確定裁判のある被告人が、同事件の13日後に犯した被殺者1名の住居侵入、強盗殺人の事案(確定裁判の余罪)につき、無期懲役の量刑が維持された事例

(事案)

被告人は、(a)大阪市内の紳士服店にて店主を殺害し金品を強奪(強盗殺人)したが、さらに、その13日後、(b)現金強奪を企て、同市内の薬局に侵入し、店主に抵抗されたためこれを殺害して金品を強奪した。(b)については、(a)及び詐欺等の罪により無期懲役に処せられ、同刑執行中に、遺留品のDNA鑑定等により発覚した。

第一審判決は、上記(b)の事実があるとしても、無期懲役を選択するとし、原判決もこれを是認した。

(判旨)

前件等の確定裁判の余罪である本件の量刑判断に当たっては、前件等を実質的に再度処罰する趣旨で考慮することは許されないが、なお犯行に至る重要な経緯等として考慮することは当然に許されるとしつつ、原判決及び第一審判決によれば、本件は計画性がなく、服役を通じて更生の兆しが見られ、不十分な点があるとはいえ反省の姿勢がうかがえる等とし、死刑が窮極の刑罰であること等にも照らせば、なお死刑を選択することには躊躇を覚えるとして無期懲役を選択した第一審判決を是認した原判決が、刑の量定において甚だしく不当で破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められないとし、上告を棄却した。



## (16) 最一決平成25年2月20日 最高裁HP

平成23年(あ)第1789号 住居侵入,窃盗,現住建造物等放火,窃盗未遂被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130225093439.pdf>

(要旨)

- 1 前科に係る犯罪事実及び前科以外の他の犯罪事実を被告人と犯人の同一性の間接事実とすることの可否
- 2 前科に係る犯罪事実及び前科以外の他の犯罪事実を被告人と犯人の同一性の間接事実とすることが許されないとされた事例

(事案)

被告人は,住居侵入,窃盗,現住建造物等放火,窃盗未遂により起訴された。

原判決は,被告人の前科(昭和47年9月から同48年9月までの間の窃盗13件,同未遂1件,現住建造物等放火1件,同未遂2件等の前科(懲役6年)及び平成2年3月から同年12月までの間の住居侵入,窃盗10件,住居侵入,窃盗,現住建造物等放火2件,住居侵入未遂1件の前科(懲役9年)に係る犯罪事実並びに被告人が自認している第一審判決判示第1ないし第9及び第19の住居侵入,窃盗の各事実等から,被告人には,住居侵入,窃盗の動機について色情盗という特殊な性癖がある,手口及び態様について,下見する等して女性の居住者がいるという情報を得ている,主目的は女性用の物の入手にある,留守中にガラスを割る等して侵入する,現住建造物等放火について,女性用の物を窃取した際に被告人本人にも説明できないような女性に対する複雑な感情を抱いて室内に火を放ったりする極めて特異な犯罪傾向があるとし,第一審判決の上記判示以外の住居侵入,現住建造物等放火の各事実と一致するとし,このことが上記各事実が犯人であることの間接事実の1つになるとして,第一審の各犯罪の事実認定を是認した。

(判旨)

前科に係る犯罪事実や他の犯罪事実を被告人と犯人の同一性の間接事実とすることは,これらの犯罪事実が顕著な特徴を有し,かつ,その特徴が証明対象の犯罪事実と相当程度類似していない限りは,被告人に対してこれらの犯罪事実と同種の犯罪を行う犯罪性向があるという実証的根拠に乏しい人格評価を加え,これをもとに犯人が被告人であるという合理性の乏しい推論をすることに等しく許されず,本件では,色情盗という性癖はさほど特殊なものとはいえず,手口,態様もさほど特殊なものではない,女性用の物を窃取した後に女性に対する複雑な感情を抱いて室内に火を放ったりするという行動傾向も,曖昧なものであり特殊な犯罪傾向ということは困難であるとし,このような犯罪傾向を犯人が被告人であることの間接事実とすることは許されないとしたが,本件では,上記間接事実を除外してもその余の証拠によれば第一審の各犯罪事実の認定について事実誤認はないとする原判断は是認できるとし,上告を棄却した。

## 【公法】

### (17) 最二判平成25年1月25日 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第42号 政務調査費返還命令処分取消請求事件(一部破棄,差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130125141730.pdf>

- 1 区議会議員が提起した住民訴訟の控訴の提起に係る手数料の印紙代等に充てた政務調査費の支出が,使途基準の定める調査研究費又は他の項目に該当せず,使途基準に適合しないとされた事例
- 2 区議会議員が提起した住民訴訟の証拠等にするとして情報公開請求により区長から開示を受けた録音テープの反訳費用及び当該住民訴訟の尋問期日における関係者の証言等の反訳費用に充てた政務調査費の支出が,使途基準の定める資料作成費又は広報費に該当するとみることができ,使途基準に適合しないとはいえないとされた事例
- 3 なお,「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為」か否かによって決すべきとされている。

## 【社会法】

### (18) 長野地判平成24年8月24日 判例時報2167号62頁

平成23年(ワ)第284号 代議員会議決無効確認請求事件 認容(控訴)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120905115431.pdf>

本件は,厚生年金基金Yに加盟しているX建設会社がYに対し,Yを任意に脱退したのでYはX脱退のための所定手続きを行う義務があるとして,XがYの設立事業所でないことを確認するとともに,県建設業厚生年金基金規約(以下,規約)の別表からXの名称等を削除し,厚生労働大臣からその認可を受けるための手続きを行うことを求めた事案である。Yは平成23年ころ23億8700万円の使途不明金があることが発覚し,多額の積立金不足に陥ってその運営が困難な状態にあることが報道されたことからXはX代表者の同意及びXに使用されている被保険者全員の同意書を添えてYか

らの脱退を申し出た。

本判決は、厚生年金基金からの任意脱退には基金の代議員会の3分の2以上の多数の同意を要するが、やむを得ない事由がある場合にはこの制限は公序良俗に反するとして同意を要しないと、この場合には厚生労働大臣の認可も要せず、届出で足りると解した上で、本件は巨額の使途不明金の発生により信頼関係が失われたことを根拠にやむを得ない事由があるとして基金からの任意脱退と基金に対し厚生労働大臣に届出の手続きを行うよう求めた請求を認容した。

## 【その他】

### (19)東京地判平成24年9月13日 判例時報2167号46頁

平成23年(ワ)第29460号 損害賠償請求事件 棄却(確定)

Yは詐欺被害に遭ったとするAから委任を受けた弁護士であり、B銀行のX名義の預金口座が詐欺に利用されていると考え、B銀行に対し、本件口座に係る取引の停止等の措置を求めたところ、B銀行は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下、法)3条1項に基づき本件口座に係る取引を停止した。これに対し、Xは証拠が全くないのに取引を停止させ、その後、Xからの説明により本件口座へのAの振込が詐欺によるものでないことを認めたとにもかかわらず、Aの振込金全額の返還を要求し、返還されるまで停止措置の解除をB銀行に求めなかったYの行為が違法であるとして、Yに対し不法行為に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、YはAの娘からの電話相談を受けた後三度にわたってAと面談し、事実経過を把握するとともにAが所持していた資料やその後新たに入手した資料を精査しAの供述の正確性を確かめており、調査に不十分な点があったとはいえ、Yの行為は違法とはいえないとした。また、本件口座が犯罪に利用されたと疑うことに合理的な理由があったから本件口座の停止措置は適法であり、そうすると法3条1項の要件を欠くに至り、そのことをYが認識したなどの特段の事情が無い限り、解除を求めなかったとしても違法とはいえないというべきであり、本件ではそのような特段の事情はないとしてYの行為は違法とはいえないとした。

## 【紹介済み判例】

最一決平成22年5月31日 金法1963号95頁

平成19年(あ)第1462号 証券取引法違反被告事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100602105521.pdf>

法務速報110号25番で紹介済み

最二判平成24年4月27日 金法1962号71頁

平成21年(受)第1923号 保険金請求事件(一部破棄自判・一部上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427140603.pdf>

法務速報133号10番で紹介済み

知財高判平成24年7月4日 判例時報2167号67頁

平成23年(行ケ)第10313号 審決取消請求事件 棄却(確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120709173822.pdf>

法務速報135号12番で紹介済み

最一判平成24年10月11日 判例時報2169号3頁

平成23年(受)第289号 自賠償保険金請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121011144030.pdf>

法務速報138号1番で紹介済み

最二判平成24年10月19日 判例時報2169号9頁

平成23年(受)462号 否認権行使請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121019112528.pdf>

法務速報138号12番で紹介済み

最二判平成24年10月19日 金法1962号60頁

平成23年(受)第462号 否認権行使請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121019112528.pdf>

法務速報138号12番で紹介済み

最三判平成24年11月27日 金法1963号88頁

平成23年(受)第1400号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130116112918.pdf>

法務速報139号1番で紹介済み

札幌高判平成24年12月21日 裁判所(総合)HP

平成24年(ツ)第4号 放送受信料請求上告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121227140643.pdf>

法務速報141号4番で紹介済み

## 2. 平成25年(2013年)2月18日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

### 3.2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

名古屋消費者信用問題研究会 監修/瀧康暢 編著 民事法研究会 517頁 5,040円  
過払金返還請求・全論点網羅2013 公刊物未登載判例収録CD-ROM付

山崎俊一 著 東京法令出版 280頁 2,940円  
事例から学ぶ交通事故事件

岩井俊 著 日本加除出版 648頁 6,090円  
家事事件の要件と手続

山田徹 著 新日本法規 512頁 4,830円  
フローチャートでわかる家事事件手続のポイント

河村貢/豊泉貫太郎/河和哲雄/蜂須優二/岡野谷知広 著 商事法務 644頁 5,775円  
別冊商事法務No.373 株主総会想定問答集 平成25年版

山野目章夫 監修/東京都不動産鑑定士協会 編 中央経済社 384頁 3,780円  
ベーシック不動産実務ガイド 入門から最新理論までをナビゲート

## 4.2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

法友全期会 民事執行研究会 編著 日本法令 184頁 2,520円  
Q&Aでわかる民事執行の実務

第一東京弁護士会 労働法制委員会 編 労働調査会 384頁 2,415円  
改正労働契約法の詳解 Q&Aでみる有期労働契約の実務

岩出 誠 編著 日本法令 184頁 1,890円  
変貌する有期労働契約法制と企業の実務対応

小池信行 監修/吉岡誠一 著 日本加除出版 216頁 2,100円  
新戸籍実務の基本講座 涉外戸籍編(1)総論・届出通則・出生・認知

山脇康嗣 著 日本加除出版 496頁 5,250円  
入管法判例分析

日本弁護士連合会/日弁連中小企業法律支援センター編 商事法務 362頁 3,465円  
中小企業のための金融円滑化法出口対応の手引き

## 5. 発刊書籍の解説

「ベーシック不動産実務ガイド 入門から最新理論までをナビゲート」

第1章不動産の調査, 第2章不動産の取引, 第3章不動産の評価, 第4章不動産業と企業会計, 第5章不動産と税務, 第6章不動産の証券化, 第7章不動産をめぐる新潮流(CRE戦略, 環境不動産, 地震と不動産等)が解説されている。入門書という位置付けもあるため, 基本的な事柄から丁寧に解説されている。

「改正労働契約法の詳解 Q&Aでみる有期労働契約の実務」

改正労働契約法18条ないし20条の概要, 新たな就業規則の作成等, 実務上の問題点等がQ&A方式で解説されている。従前の裁判例も掲載されている。

### 新刊贈呈のお知らせ

日弁連法務研究財団は, 研究事業の一環として, 過去に発表された司法制度に関する研究や実践報告のうち, 優れた内容でありながら現在は入手し難い状況にある著作を復刻して社会に提供するため, JLF選書を創刊します。

本年3月末に公刊予定の第1弾は, 1970年に日本評論社から出版された『講座 現代の弁護士』(全4巻)の第2巻から大野正男著「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」, 同第3巻から古賀正義著「日本弁護士史の基本的諸問題-日本資本主義の発達過程と弁護士階層」の2冊です。

財団会員には, 本年4月下旬にお届け予定である紀要最新号に同梱して各1冊を差し上げる予定ですので, ご期待ください!

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。